2016 年度点検・評価シート

Ⅰ　評価項目・担当部局

対象部局	法務研究科（法科大学院）
評価基準３	教員・教員組織　【自己評定　A　】
点検・評価項目(1)	3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
評価の視点	教員に求める能力・資質等の明確化
	教員構成の明確化
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
点検・評価項目(2)	3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
評価の視点	編制方針に沿った教員組織の整備
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置
点検・評価項目(3)	3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
評価の視点	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
	規程等に従った適切な教員人事
点検・評価項目(4)	3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	教員の教育研究活動等の評価の実施
	教育活動・研究活動等の業績の公表状況
	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の実施状況と有効性
点検・評価項目(5)	3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

Ⅱ【点検・評価項目ごとの現状説明】

3-1	法務研究科（法科大学院）においては、法曹養成教育を実現するため、求められる教員像および教員組織の編制方針は、設置基準および法科大学院評価基準・規定により、明確に定められている。すなわち、教員は、①教育上の経歴・経験のほか、②理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績、または③理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績を総合的に考慮され、担当する授業科目に対応させて、教育に必要な能力を授業科目毎に判定され、法科大学院の教員として求められる高度の教育能力があると認められる者が、専任教員として配置される。 教員組織の編制方針は、①専任教員が 12 人以上おり、かつ収容定員（入学定員に 3 を乗じた数）に対し学生 15 人に専任教員 1 人以上の割合を確保していること、②法律基本科目の各分野に必要数の専任教員がいること、③5 年以上の実務経験を有する専任教員が 2 割以上であること、④専任教員の半数以上は教授であること、である。さらに、設置基準および法科大学院評価基準・規定により、授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていることが要求されるほか、授業科目が体系的かつ適切に開設されていることが要求される。 法務研究科は、小規模で教員数も少ないものの、法律基本科目の分野ごとに必要数の教員が配置され、教務委員会、FD 委員会、科目別 FD 分科会において、教員の組織的な連携体制を構築し、授業科目が体系的かつ適切に開設されるようカリキュラムを編成している。
3-2	法務研究科は 2015 年度より学生募集を停止しているが、2014 年度までの入学定員は 40 人、収容定員は 120 人であり、文科省の設置基準では 12 人以上の専任教員が必要である。本研究科は、現在 14 人の教員がおり、全員が教授である。その内訳は、研究者教員が 6 人（特任教授 1 人を含む）、法令上必要とされる 5 年以上の実務経験の持つ実務家教員である教員は 8 人である（特任教授 5 人を含む）(d1-表 2、表 4、B3-26 d2-表 7)。法律基本科目における教員数は 11 人で、憲法、民法等 7 つの法律基本科目の必要人数を充足している。 授業科目と担当教員の適合性、担当教員の資格の明確化と適正配置は、そもそも、科目担当教員を採用する際に、3-1 で述べられた基準を考慮して採用されるため、十分に実現できている(A3-4-16)。 専任教員数は、14 人（特任教員を含む）（教授 14 人）であり、そのうち 1 人は、女性教員である（7.1%）。教員 1 人当りの学生数は 1.8 人である（学生数 25 人）(d2-表 3)。年齢構成比率は、51～60 歳が 1 人（7.1%）、 61 歳以上が 13 人（92.9%）。外国人教員はいない。専任教員合計 14 人の内訳は、専任教員 6 人、専任(兼担)教員 0 人、実務家教員 3 人、みなし専任教員 5 人である(d1-表 2、B3-26 d2-表 5、表 4)。 以上のことから、法務研究科は、設置基準に定められた教員数を満たし、教員組織の編制方針に合致した編制が行われている。
3-3	法務研究科における人事は、人事計画に基づいて行われ、適切かつ計画的に補充人事が行われている。教員の募集・採用に

	あたっては、選考基準の内規を定め、それに則って適切に選考・審査が行われている（A3-4-16）。専任教員の適格性の審査においては、教員採用時に教員選考委員会が組織され、この選考委員会が、「選考基準」に基づき、研究業績・教育業績・実務業績・人格および教育上の見識等を基に、厳格な審査を行った上で候補者を選定し、教授会に諮って決定している。なお、法務研究科では、教授しか存在せず、昇格が問題になることはない。
3-4	教員の資質の向上を図るための方策として、まず、専任教員については、毎年、教育上または実務上の業績について報告を求めている。さらに、全教員で組織される FD 委員会を設置し、FD 委員会においては、教員に授業内容・方法について報告させた後、内容の検討を行い、効果のある内容は、個々の授業に参考とするよう要請される。さらに、教員相互による授業参観を前期・後期に各 1 回実施し、教員相互で授業についてフィードバックし合っている。このように、教育については、ピアレビューが実施されている。しかし、研究活動については、評価のためのシステムは構築されていない。 教育研究活動等の業績は、2011 年度より導入された「教育研究業績システム」によって、ホームページに公表することが義務づけられている(B3-13)。 FD 委員会は、2015 年度は 3 回実施した。これとは別に、公法系、民事系、刑事系の科目別 FD 分科会も設置され、さらに細かく授業方法や試験問題のあり方等について検討している。また、学生による授業評価のアンケートを前期・後期に各 1 回実施し、教員は全員、それに対するコメントを求められる。さらに、教員相互による授業参観報告書も含めて、以上の全てが毎年 FD 活動年次報告書にまとめられ、公表される。 新人教員研修会や教員の社会的貢献・管理業務等に関する資質向上を図るための研修会は実施していない。
3-5	教員組織の適切性の検証は、本研究科では自己点検評価の検討を行う総務委員会で行われる。外部には、5 年に 1 度、日弁連法務研究財団による認証評価を受けていたが、閉科に鑑み原則として以後の受審をしない方針であることが決定されている（2016 年度 5 月教授会）。また、毎年、文科省中教審WGに教員組織等の妥当性を報告し、検証を受けている。

【効果が上がっている事項】

3-1	2012 年度日弁連法務研究財団による認証評価において、適合判定を受けた。
3-2	編制方針に沿った教員組織が整備されており、教員の科目別配置も適切で、バランスが取れている。
3-3	閉科が決まっており、専任教員については新規の採用はない。
3-4	FD 活動を通じて、授業の質の向上が図られるようになってきている。
3-5	認証評価で適合判定を受けたほか、中教審WGには毎年報告を行い、組織の検証を受けている。

【改善すべき事項】

3-1	
3-2	
3-3	
3-4	FD 活動への非常勤講師の参加は未だ実現できていない。
3-5	

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A3-2　教員選考基準
A3-4-16　大東文化大学法務研究科教員選考基準及び教員選考手続きに関する内規
研究者教授の選考基準（細則）、実務家教授の選考基準（細則）
A3-12　専任教員の教育・研究業績（CD-R）
B3-1　大東文化大学専任教員就業規則
B3-13　大東文化大学ホームページ　教員情報　http://gyouseki.jm.daito.ac.jp/dbuhp/KgApp
B3-26　大学データ集　≪既出≫B1-22

＜大学基礎データ＞
d1-表 2　全学の教員組織

〔追加資料〕

Ⅲ【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」　「A：概ね達成」　「B：やや不十分」　「C：不十分」　で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価				
				2014	2015	2016	2017	2018
中期目標(2014～2018)	3-3 2015 年度以降の学生募集を停止したため、必要な科目を担当する教員を確保することが課題になること	必要な教員の確保。	→			A		

	が想定される。閉科に至るまで、設置基準を維持すべく専任教員数の確保について文科省とも相談するが、大学全体、特に法学部との連携を図かる、教育の質を確保維持するために FD 活動をより積極的に行い、非常勤教員にも参加を求める。							
14 年度目標	3-1 教員組織の編成方針を検討する。	編成方針を定める。	→	A				
	3-3 2014 年度末に 3 名の教員の定年退職を迎えるが、必要な科目担当の教員を確保する。できれば、当該教員の担当継続を実現したい。	必要な教員の確保。	→	A				
	3-4 ＦＤ活動に、非常勤教員の参加を図る。	ＦＤ科目別分科会に、非常勤教員が参加する。	→	C				
15 年度目標	2015 年度末に 2 名の専任教員の定年退職を迎えるが、当該教員の担当継続のために特任教員での雇用を実現したい。	必要な教員の確保。			S			
16 年度目標	閉科まで確保すべき専任教員数について、文科省に確認を行う。教育の質の維持の一環として FD 参加枠を非常勤教員にも拡大する。在籍する本法務研究科生の修了と学位取得を保証するためにも、安易な判断を避け、文科省に確認を行った上で教員組織の編制方針について検討を行っていく。	文科省に確認した結果。 FD 活動の非常勤教員への適用				A		